

宮崎県水辺環境調査実施要綱

令和3年6月30日
環境森林部環境管理課

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 水辺環境調査（第2条－第4条）
- 第3章 水辺環境調査指導者（第5条－第15条）
- 第4章 水辺環境調査指導者育成研修（第16条－第19条）
- 第5章 水辺の学習（第20条－第23条）
- 第6章 雜則（第24条－第25条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、五感を使った水辺環境指標による水辺調査（以下「水辺環境調査」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるとともに、水辺環境指標を用いて地域や学校、市民団体等の主体（以下「実施主体」という。）が身近な水辺環境を調べることにより、水辺の環境についての関心を高め、もって本県の美しい水辺等の恵まれた自然環境を保全するための取組を広げることを目的とする。

第2章 水辺環境調査

（各機関の役割）

第2条 県は、水辺環境調査の募集、関係機関への協力依頼、実施主体への協力、水辺環境調査指導者育成研修（以下「研修」という。）及び情報発信を行う。

2 市町村は、水辺環境調査の募集及び実施主体への協力をを行う。

3 関係機関は、実施主体への協力をを行う。

（水辺環境調査の申込み等）

第3条 水辺環境調査の申込みは、次に掲げるいずれかの方法とする。

（1）実施主体が小学校、中学校、義務教育学校、市町村こども会育成連絡協議会、その他学校のときは、市町村に申し込む。

（2）実施主体が県民（前号を除く。）のときは、県に申し込む。

2 市町村は、前項第1号の申込みがあったときは、県に報告する。

3 県は、前項の報告があったときは、水辺環境調査に必要な教材を市町村に配布する。
（水辺環境調査の結果の報告）

第4条 水辺環境調査の実施主体は、前条第1項第1号に基づき申込みをしたときは、水辺環境調査の実施後1月以内に市町村に結果を報告する。

2 市町村は、前項の報告があったときは、速やかに県に報告する。

3 水辺環境調査の実施主体は、前条第1項第2号に基づき申込みをしたときは、水辺環境調査の実施後1月以内に県に結果を報告する。

第3章 水辺環境調査指導者

（職務）

第5条 水辺環境調査指導者（以下「指導者」という。）は、水辺環境調査において、水環境の保全に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

（登録）

第6条 県は、次条に規定する登録の要件を満たした者を水辺環境調査指導者登録簿（以

下「登録簿」という。)に登録する。

(登録の要件)

第7条 登録する者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 水保全等に関する相当の知識を有すること。
- (2) 前号の知識を活用して、指導者としての資質及び能力を有すること。
- (3) 研修を修了していること。

(登録簿)

第8条 県は、登録簿を備え、氏名、登録番号、登録年月日その他の登録に関する事項を登録する。

2 県は、登録簿を公表する。

(申請)

第9条 新たに登録を受けようとする者は、県に申請しなければならない。

(審査)

第10条 県は、前条の規定により申請を受けた場合、登録を行うため前条の規定により提出された書類の審査を速やかに行わなければならない。

(登録証の交付)

第11条 県は、指導者を登録したときは、申請した者に指導者登録証を交付する。

(登録の取消し等)

第12条 県は、登録を受けている者が指導者の信用を著しく損なったと認めるときは、当該登録を取り消すものとする。

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を受けている者に対して、理由を付してその旨通知する。

(任期)

第13条 指導者の任期は、登録された日が属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、任期中に指導者としての活動実績があるときは、任期満了日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(派遣)

第14条 県は、市町村、実施主体等の要請に基づき、指導者を派遣する。ただし、営利目的の研修会等については、派遣の対象としない。

(経費)

第15条 県は、予算の範囲内において、派遣の対象となった指導者に対して謝金及び旅費を支給する。ただし、指導者が公務員である場合は、原則として謝金の支給は行わない。

第4章 水辺環境調査指導者育成研修

(研修の目的)

第16条 研修は、水辺環境調査の実施に必要な知識及び技能について行う。

(研修の実施)

第17条 県は、次に掲げる研修を毎年少なくとも1回行う。

- (1) 市町村及び県の関係機関の職員を対象とするもの
- (2) 小学校及び義務教育学校の教諭を対象とするもの
- (3) 県民を対象とするもの

(研修の内容)

第18条 研修は、次に掲げる内容について実施する。

- (1) 講義 水辺環境調査の調査方法
- (2) 現地実習 河川における水生生物の調査

(研修の申込み)

第19条 研修に参加しようとする者は、県に申し込む。

第5章 水辺の学習

(水辺の学習の目的)

第20条 水辺環境調査に加え、川の役割や川と生活排水との関わり等を学ぶ事前学習及び学習したことのまとめ（パネル作成）を行う総合学習であり、水辺環境調査への理解をより深めることを目的とする。

(各機関の役割)

第21条 県は、水辺の学習の募集、関係機関への協力依頼、実施主体への協力及び情報発信を行う。

2 市町村は、水辺の学習の募集及び実施主体への協力をを行う。

3 関係機関は、実施主体への協力をを行う。

(水辺の学習の申込み等)

第22条 水辺の学習の申込みは、第3条の規定に基づく水辺環境調査の申込みと併せて行う。ただし、実施主体は、県内の小学校に限る。

2 市町村は、前号の申込みがあったときは、県に報告する。

3 県は、前項の報告があったときは、水辺の学習に必要な教材を市町村に配布する。

(水辺の学習の結果の報告)

第23条 水辺の学習の実施主体は、水辺環境調査を実施したときは、終了後1月以内に市町村に結果を報告する。

2 市町村は、前項の報告があったときは、速やかに県に報告する。

第6章 雜則

(庶務)

第24条 水辺環境調査等（水辺環境調査及び水辺の学習をいう。この章において同じ。）に関する県の行う事務は、県内で環境保全活動を行う団体に委託して行うことができる。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、水辺環境調査等の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行する。